東京慈恵会医科大学 保護者の皆様へ

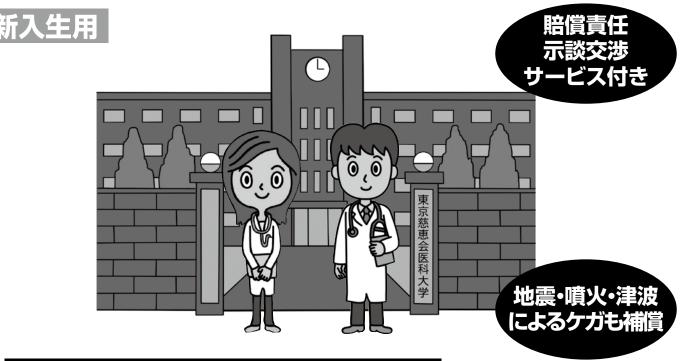


2020年度

東京慈恵会医科大学

学生総合保障制度

新年度からのご子息・ご子女の学生生活をより楽しく、明るく、充実 したものにするために、学生生活をとりまくさまざまな危険を補償す る学生総合保障制度(団体総合生活保険)をご案内します。



この制度は医学生のための保障制度です。

- 1. 学生自身のケガ等に加え、特定感染症も補償します。
 - ●O-157、SARS、結核等を発病し、入院または通院されたとき、後遺障害が生じたとき、所定の保険金をお支払いします。
 - 損害保険では通常対象外である「地震もしくは噴火またはこれらによる津波 |によるケガも対象です。
- 2. 臨床実習中の事故に対する「感染予防費用」を補償します。
- 3. 扶養者の方に万一のことがあった場合でも、「学資費用」や「育英費用」を補償します。

毎年、多くの方にご加入頂いております。是非ご検討お願いします。

保険期間

ただし学籍を離れた日以降は対象となりません。

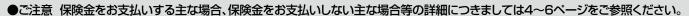
2020年4月21日午前0時より2026年4月1日午後4時まで

お申込締切日 2020年4月20日(月) 必ず締切日までにお振込ください。

(締切を過ぎてしまった場合)

締切以降の中途加入も承っておりますので、取扱代理店慈恵実業学生総合保障制度担当(TELO3-3431-6898)までお問い合わせください。

こんな時に、お役に立つ制度



個人賠償責任(国內外補償)



国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受 託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- *1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
- ※情報機器等に記録された情報の損壊については、500万円を支払限度とします。
- ※自動車・バイクなどの所有・使用による賠償事故は対象となりません。
- ※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

学生本人のケガの補償(国内外補償)

天災補償付

- ■学生自身が急激かつ偶然な外来の事故によるケガで
 - ①通院されたとき ②入院されたとき ③手術されたとき ④亡くなられたとき ⑤後遺障害が生じたとき 所定の保険金をお支払いします。
- また熱中症(日射または熱射により身体に障害が生じた場合)も補償の対象となります。
- ※地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償されます。

学生本人の病気の補償(国内外補償)

学生自身が疾病により2日以上入院した場合に、入院日数に応じて入院医療保険金をお支払いします。 また、疾病により入院し、一定期間(60日以上)の入院が必要であると診断された場合に、入院療養一時金をお支払いします。

特定感染症補償(国内外補償)

- ■学生自身が特定感染症(O-157·SARS·結核等)を発病し、
 - ①通院されたとき ②入院されたとき ③後遺障害が生じたとき
- 所定の保険金をお支払いします。 ※特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。 ※補償開始日から10日以内に発病した特定感染症は対象となりません。
- ※地震もしくは噴火またはこれらによる津波により発病した特定感染症については、補償の対象となりません。

感染予防費用(国內外補償)

医学生特有の補償

臨床実習中の事故における、感染症に係る接触感染等(針刺しに限らない)や、臨床実習後の院内感染の予防措置のために 負担した費用をお支払いします。なお、公的医療補償制度の給付の対象となる費用を除きます。

※感染症の治療費は対象となりません。

-の際の補償

使•学資費用の補償(国内外補償)

- ■扶養者が病気により死亡した場合、または急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって**死亡したり、重度後遺障害を被った** 場合に補償します(あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。)。
- ▶育英費用保険金(ケガ)
 - 育英費用保険金額一度にお支払いします。
- ◆学資費用保険金(ケガ・病気)
 - お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。
- ※あらかじめ扶養者を指定していただきます。
- ※地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償されます。

下宿生タイプは上記に加えて以下も補償されます(C・Dタイプのみ補償)

借家人賠償責任(国内のみ補償)

下宿生タイプ

学生が借用する戸室を偶然な事故によって損壊し、戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支 払いします。

※借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※お子様が寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親戚の住居に下宿している場合はご加入できません。)。

生活用動産(国内のみ補償)

下宿生タイプ

学生が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故によって損害をうけたとき保険金をお支払いします。(注)建物外に持ち出し ている間も補償されます。

(免責金額(自己負担額)5.000円)

※現金・クレジットカード・携帯電話などは対象となりません。くわしくは6ページ住宅内生活用動産特約+住宅外等追加補償特約をご覧ください。 ※お子様が寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親戚の住居に下宿している場合はご加入できません。)。

保険金額・保険料

おすすめプラン



※特待生制度、奨学金制度を利用されている専用プランもご用意しております。詳細については、取扱代 理店慈恵実業までお問い合わせください。

補償プラン					ン		自宅生タイプ	下宿生タイプ				
(_	保 E間:				۲)	Aタイプ 470,870円	Cタイプ 489,220 円				
0	個	人	賠	償	責	任	国内:無制限/国外:1億	鬥(記錄情報限度額:500万円)				
		死	亡·	後讠	貴障	害	500 万円					
	2	入				院	1日につき	5,000 ⊞				
学	生本	通院				院	1日につき 3,000円					
生本	人の	手術保険金*1				金*1	入院中以外(外来):ケガによる入院保険金日額の5倍 入院中:ケガによる入院保険金日額の10倍					
人	ケ	熱	中	症	補	償	C)				
の 補	ガ	細菌性食中毒補償				償	0					
償	3	入				院	1日につき 5,000円					
	学生本人の病気	入	、院療養一時金				10万円					
	の病気	4 特定感染症補償					0					
•	⑤ 感染予防費用				費	用	50 万	円限度				
救	救援者費用等			用	等	1007	5円限度					
_	6 育 英 費 用 扶養者 ⇔ ≉ □ ※2			—時金 500 万円								
のた	<u> </u>	学	資 (傷		費 害)	用*2	支払年度ごとに 300万円限度					
の際 補	の際の│ 👱 沓 書 🛭 🖹				用*2	支払年度ごとに 300万円限度						
0	借	家丿				任	_	500 万円限度				
8	生 (\$	活 查責金	用 額:] 5,0(動 OOF	産 9)	_	100万円限度				

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 学業費用の支払対象期間は扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から2026年4月1日までです。

お申込方法

上の表または 次ページから 加入プランを お選びください。









ゆうちょ銀行または郵便局にて お申込みください。

お手続き完了。 5月中に加入 者(保護者) 様宛に加入 者票をお送り します。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明 書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いします。

上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。学生がアルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。) (※)「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

補 償 プラン							自宅	生タイプ	下宿生タイプ			
侈	保険料(6年間分一時払)						Bタイプ	314,050 _円	Dタイプ	332,400 ⊢		
0	個	人	賠	償	責	任	国内:無制限/国外:1億円(記錄情報限度額:500万円)					
	② 学生本人のケガ	死 亡・後 遺 障 害					500万円					
		入				院	1日につき 5,000 円					
224		通				院	1日につき 3,000円					
学生本人		手	術	保	険	金*1	入院中以外(外来):ケガによる入院保険金日額の5倍/入院中:ケガによる入院保険金日額の10倍					
本人の		熱	中	症	補	償		()			
補償		細菌性食中毒補償				甫償	0					
頂	❸学生本人の病気	入				院		1日につき 5	,000 _円			
		入院療養一時金				金	10万円					
		❹ 特定感染症補償				捕償	0					
6	感染 予防費用					用	50 万円限度					
救	援	者	乽	专	用	等	100万円限度					
	•	育	英	Ē	費	用	—時金 500 万円					
扶養の万	者	学 資 費 用 (傷害)* ²				害)*2	支払年度ごとに 150万円限度					
際の		学	資費	1 用	(疾	病)*2		支払年度ごとに	150万円限度			
0	借	家人	則	音賞	責	任	_	-	500	万円限度		
3	图 生活用動産(免責金額:5,000円)					0円)	_	-	100	万円限度		

- *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- *2 学業費用の支払対象期間は扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から2026年4月1日までです。
- 上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。学生がアルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)
 (※)「自動車運転者」、「農林業作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

〈保険の対象となる方〉 保険の対象となる方はそれぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

	こども傷害補償・救援者費用等・ 借家人賠償責任・生活用動産	個人賠償責任
	(本人型)	(家族型)
ご本人*1	0	0
ご本人*1の配偶者	_	0
ご本人*1もしくは親権者またはご本人 *1の配偶者の同居のご親族	_	0
ご本人*1もしくは親権者またはご本人 *1の配偶者の別居の未婚のお子様	_	0

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理 監督義務者も保険の対象となる方に含みます(代理監督義務者については、ご本人*1に 関する事故に限ります。)。

また、ご本人*1以外の左表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者 の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または 親族に限ります。)も保険の対象となる方に含みます(責任無能力者に関する事故に限ります。)。

- ※借家人賠償責任については、ご本人*1が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本 人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(ご本人*1の配偶者また はの親族に限ります。)も保険の対象となる方に含みます(ご本人*1に関する事故に限ります。)。
- 東京慈恵会医科大学に在籍する学生で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険 者)ご本人」として記載された方をいいます(入学手続きを終えた方を含みます。)。
- 育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できる のは、保険の対象となる方の親権者であり、保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。)かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部ま たは一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1)配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異 ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。
 - a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。
 - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2)親族:6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。
- (3)未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

学生総合補償制度(団体総合生活保険)補償の概要

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。 このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【傷害補償(こども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。
※「熱中症危険補償特約」がセットされているため、保険の対象となる方が熱中症(日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。
*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

死	保険金をお支払いする主な場合	
	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	保険金をお支払いしない主な場合 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
亡	▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額 から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その 方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって
後遺障害	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	│ 生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
入院	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日から その日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象と なる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	 ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロオクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被った。
	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶ 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります*3。	 たケガ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
手術	*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。	
	*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院 保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
通院	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	
危険補賞持約 特定感染症	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合(法律により「就業制限」された場合を含みます。) ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)。 ※特定感染症とは 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)」に規定する 一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新の場合を除きます。)
入院医療保険金	保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合 ▶入院医療保険金日額に入院*1した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。)による入院*2について、60日を限度とします。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存
大院療養一時	保険の対象となる方が病気を被り、保険期間中に医師等がその治療のために継続して60日以上の日数の入院*1が必要であると診断した場合 ▶入院療養一時金額の全額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。)*2について、保険期間を通じて1回に限ります。 *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 以下のいずれかに該当する場合、後の病気は前の病気と異なるものとみなします。 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき ・入院をしなかった場合は、その病気の治療が終了した日からその日を含めて180日を経過	・先天性疾患 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といます。)の保険始期時点で、既に被っている病気*2 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても

保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いしない主な場合 扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケ ガによる扶養不能状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その 方が受け取るべき金額部分 万が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を 除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ▶ 育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する もの もの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをさ が、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合

▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) 【美人な優にロントル) ■両目が失明したもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する 業費用補償特約 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契 がおきない。 約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいい *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決め た学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■ 「受験」でいるよう。 ■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教 材費*4 *4 制服代を含みます。 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した 病気による扶養不能状態 扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 (その方が受け取るべき金額部分) 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度 として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われ ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた業費用ませ、終期まるの期間ないません。 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 病による学業費用補償特約 「学業費用補償特約」により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能 た学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。
■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期 時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 *1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その 程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いするこ ■学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教 *4 制服代を含みます。 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても 初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となり ます。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。 国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金 額部分) ●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になっ ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 救救 一部変更に関する特約救援者費用等補償特約よ救援者費用等補償特約よ た場合 ●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によっ 確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になっ ことが公的機関により確認された場合 ●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以 て生じた損害 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を 行っている間に生じた事故によって生じた損害
 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 事成の日からなり日を含めて160日以内に死亡または極端に 上入院した場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 等 $\sigma +$

保険金をお支払いする主な場合

- 国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合
 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合
 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理
- に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を

- ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。
- ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場
- 合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手
- 「ロット では、保険金が差し引かれることがあります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について
- 保険金をお支払いする場合があります。
- 味味金をお支払いする場合かあります。
 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

 *2 以下のものは受託品には含まれません。
- - 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品等情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。

- 保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象
- となる方が被る損害
- 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方 が被る損害
- が被る損害
 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
 ■受託品が適常有する性質や性能を欠いていること
 ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
 ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単

- ■号託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単 なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的事故または機械的事故 ■受託品の電き忘れまたは紛失*4

- ■詐欺または横領
- IT へんらととなる。 風、雨・雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

- 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *1
- *2
- *3
- *4
- 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。 *5

一部変更に関する特約借家人賠償責任補償特約の借家人賠償責任補償特約+

住宅内生活用

動産特約

(等追加)

感染予防費用補償

____________ 国内における借用戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損

- 書賠償責任を負う場合
 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
- ※示談交渉は東京海上日動では行いません。

- ※示談交渉は東京海上日動では行いません。
 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
 *1 転居した場合は転居先の借用戸室をいいます。

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害

・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

- ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対 象となる方が被る損害
- ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任 によって保険の対象となる方が被る損害

保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失

- 国内において、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合
 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)
 を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は
 保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただ

- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
 *1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

- 性味して早口した金銀をいなす。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、 貴金属、宝 五美線 早 判株が保住する独物内に所在する家財 石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財

する損害

・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害・・許欺または横領に起因する損害・・ の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害・・ の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害・ 等

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自然行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因 する損害

*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

電気的事故または機械的事故に起因する損害

保険の対象となる方が次の事故を直接の原因として事故の日を含めて 1年以内に行った感染症予防措置*1のために保険の対象となる方が 負担した費用*2を保険期間(保険のご契約期間)を通じ感染予防費用 保険金額を限度にお支払いします。 ただし、公的医療保険制度の給付対象となる費用を除きます。

接触感染

後戚恩宗 臨床実習の目的で使用される施設内で、保険の対象となる方が直接・間 接を問わず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律第6条第1項の感染症(以下「感染症」といいます。)の病原体に予 期せず接触(接触のおそれのある場合を含みます)することをいいます。

- ②院内感染 版内感染 臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が 発見され、かつその感染症が院内で蔓延したとき(蔓延するおそれの ある場合を含みます。)に、保険の対象となる方が臨床実習を目的とし てその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染したこと(感染 のおそれがある場合を含みます。)をいいます。 1 感染症の病原体への感染または感染症の発症を予防することを目
- ※ 1 窓条准の内房(中、い窓木よんは窓木准のお油でよりのようとして行う検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または 指導に基づくものに限ります。 *2 保険の対象となる方の感染症予防措置に社会通念上必要かつ有 益であると認められる費用を含み、感染または発症した感染症を治 療するための費用は除きます。 ※ 1 他の保险 知効または サンカカカム に保険 全または 共済全が支払われ

注:他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われ た場合には、保険金が差し引かれることがあります。

- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた感染予防費用 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた感染予防費用(その方が受け
- 取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為や自殺・犯罪行為によって生じた感染予防費用 ・保険の対象となる方の麻薬等の使用によって生じた感染症予防費用 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた感染症予防費用

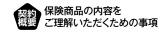
筀

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。 ※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]





全意 ご加入に際してお客様にとって不利益 を臓 事項等、特にご注意いただきたい事項 ご加入に際してお客様にとって不利益になる

ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み 👜

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体 契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契 約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける 特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける 保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等 🕋 🛕

基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしない主 な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意 🚕

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償 内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することが あります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償 されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補 償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

- ●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住 宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●救援者費 用等補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用 償特約 ●育英費用補償特約 補償特約 ●医療費用補償特約
- *1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の 保険契約を含みます。
- *2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居か ら別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等 は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定 🛖

この保険での保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこと となります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保 険期間の中途でご加入者からの申し出による保険金額*1の増額等はできません*2。 [所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月 間所得額*3以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険 金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っ ている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注 意ください。)。

- *1団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*4×約定給付率とします。 *2がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。
- *3直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます(ただ し、所得補償で家事従事者特約をご契約される場合は、171,000円となります。)。
- *4保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合 は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
- *5所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与 所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得ら れる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与 所得・事業所得・雑所得の総収入金額 | から「就業障害の発生にかかわらず得ら れる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期 🕋 🛕

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレッ ト等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払い の対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み (2)

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パン フレット等をご確認ください。

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

- (3)保険料の一括払込みが必要な場合について 🗥
 - (※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約 で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)
 - ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括し て払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
 - ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
 - ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
 - ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
 - ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末ま でに集金されなかった場合等
- ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご 契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1につい て、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご 加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

- ※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償が解除となった後、新 たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康 状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状 が新たに設定されることがあります。その他ご注意いただきたい内容につきまして は、「Ⅱ-1告知義務」をご確認ください。
 - *1ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての 補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけな い場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されている すべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

7 満期返れい金・契約者配当金 🧱

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご注意事項 II

1 告知義務 🚵

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告 知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領 権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事 実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については 「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、 ★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受 けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる ことがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場 合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償·特約 項目名	傷害補償	所得補償	個人賠償責任·借家人賠償責任·携行品 住宅内生活用動産·救援者費用等
生年月日	★ *1	*	★ *2
性別	_	_	_
職業・職務*3	☆*4	☆	_
健康状態告知*5	_	*	_

- ※すべての補償について「他の保険契約等*6」を締結されている場合は、その内容 についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償) をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事 項(☆)となります。
- *1こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- *2こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- *3新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *4交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセット される場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- *5新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみ となります。
- *6この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が 同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契 約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

[所得補償の「告知」(健康状態告知書)]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*7から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*8。

- ●責任開始日*7から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していて も、これをお支払いすることはできません*9(ただし、「保険金の支払事由の発 生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払い することがあります。)。
- *7ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- *8更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- *9更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に 重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことが あります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご 加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただ く場合があります。

2 クーリングオフ 🔬

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

「傷害補償」

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》 までお申し出ください。

*1家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできませる

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意 🗟

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検 討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の 対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りをする場合や補償対象 外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- 新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による 解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります(例え

ば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、がんの補償のない期間が発生します。)。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等 🔬

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡くだ さい。

●所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください。

- *1直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。)。
- *2所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・維所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、<u>あらかじめ</u>《お問い合わせ先》までご連絡ください。

「ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき 🏟 🛕

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- *1 解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約 🗥

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき 🛖

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- ●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受 条件を制限させていただくことがあります。
- ●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。 [補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態

告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償・介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

|Ⅳ| その他ご留意いただきたいこと

1個人情報の取扱い 🕮

- ●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を 提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に 関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、 他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うため に利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等 の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、 業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先 (保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関 する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引 受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を 未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結およ び事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況 や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情 報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡 保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象 となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
- ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保 険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受 取人にする場合は除きます。)
- ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社 会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することがで きます
- ●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等 🚵

- ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定 期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い	
傷害補償、 賠償責任に関する補償、 財産に関する補償、	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から 3か月間が経過するまでに発生した保険事故に 係る保険金については100%)まで補償されます。	
費用に関する補償	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻	
所得補償		に予定利率等の変更が行われた場合には、90% を下回ることがあります。	

4 その他ご加入に関するご注意事項

- ●東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・ 違契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動代 理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなり ます。
- ●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご 意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到 着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保 管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》 までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載され ていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利 用ください。
- ●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

5 事故が起こったとき

- ●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体 長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わ せ先》までご連絡ください。
- ●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上 日動とご相談いただきながらご対応ください。
- ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠を ご提出いただく場合があります。
 - ・ 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - 東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を 証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明 細書等(からだに関する補償においては東京海上日動の指定した医師による診 断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・東京海上日動の定める就業不能状況記入書
 - ・東京海上日動の定める就業障害状況報告書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が 支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・所得を証明する書類
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。*1法律上の配偶者に限ります。
- ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を 取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その 債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- ●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 - 1.保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合 2.相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- 3.保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合



東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。 -般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関) 東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関であ

る一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日 動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



❷ 0570-022808 〈通話料有料〉

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。 受付時間: 平日午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありま

せん。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載 しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご 参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載して いない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡くだ さい。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、 画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告 知の画面 | と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.ip

東京海上日動安心 110番(事故受付センター)



ത്ത് 0120–119–110

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心 110番」へ 受付時間:24 時間 365 日

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入 いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくう えで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただく ためのものです

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申 し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連 絡ください。

- 1.保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパ ンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場 合はご加入内容を再度ご検討ください。
 - □保険金をお支払いする主な場合
 - □保険金額、免責金額(自己負担額)
 - □保険期間
 - □保険料·保険料払込方法
 - □保険の対象となる方
- 2.加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項 に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》ま でご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

傷害補僧

- □加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただ いていますか?
- □お子様(被保険者ー保険の対象となる方)がアルバイト等に継続的に従事される 場合は、右記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認いただきまし たか?なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異なりますの で、必ずお問い合わせ先までご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場 合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

- ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。
- ○職種級別Aに該当する方:
 - 下記の職種級別Bに該当しない方
- ○職種級別Bに該当する方:

「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採 石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)

【すべての補償に共通してご確認いただく事項】

複に関するご注意*1」についてご確認ください。

- □加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?
- 3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか? 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重
 - *1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約を されているとき等、補償範囲が重複することがあります。

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。 ※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



OO

受付時間*1:24時間365日 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です (予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

医療機関案内

予約制専門医相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療 相談に24時間お電話で対応します。

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先で の最寄りの医療機関等をご案内します。

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的 な医療・健康電話相談をお受けします

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカー がお応えします。

転院•患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、 一連の手配の一切を承ります。 *2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト



受付時間 いずれも 日祝日

●電話介護相談

:9:00~17:00

●各種サービス優待紹介:9:00~17:00

മ്മ് 0120-428-834

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件で ご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護・カービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法と いった介護に関するご相談に電話でお応えします。

はいったが、最に関すると作品に電話であれています。 認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」 をご利用いただくことも可能です。 *1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、 受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介 護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

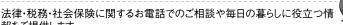
「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を -ビスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。 支える各種サ

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。 *2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

デイリーサポート

報をご提供します。







受付時間

いずれも 土白祝日 年末年始を除く 法律相談 :10:00~18:00 ·税務相談

14:00~16:00 ・社会保険に関する相談:10:00~18:00 :10:00~16:00

・暮らしの情報提供 യ് 0120-285-110

法律•税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電 子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html ・※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく 電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役 立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください - (各サービス共通)

- 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある 方を含みます。婚約とは異なります。

6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

この保険は、東京慈恵会医科大学をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契 約を解約する権利等は原則として東京慈恵会医科大学が有します。

加入内容や補償内容等のお問い合わせ

☎ 03-3431-6898

受付(平日・月~金9:30~12:00、13:00~17:30)

取扱代理店: 🐼 惠 担当:加藤·石井

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 (担当部署)公務第2部 文教公務室 2 03-3515-4133 事故の日時、場所、被害者名、事故状況、保険証券番号などを直ちにお知ら せください。

(24時間・365日)

ឆ្នា 0120-119-110

(東京海上日動安心110番(事故受付センター))

19-T06028 2020年1月作成